

令和 8 年度 T O K Y O オレンジ医療システムに係る入院受入支援金交付要綱

制 定 8 福祉高在第 4 7 5 号
令和 8 年 6 月 2 2 日

(目的)

第 1 条 この要綱に定める入院受入支援金は、認知症のある人が、必要なときに必要な医療を受け、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現に向け、入院の必要がある認知症のある人を受け入れた医療機関に対し、予算の範囲内において交付するものとし、必要な入院受入れを行い、当該患者に必要な医療を提供することを目的とする。

その交付については東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象患者)

第 2 条 本要綱に定める入院受入支援金の交付対象患者は、令和 8 年 6 月 22 日付「地域拠点型認知症疾患医療センターと病院等との包括連携協定に関する実施要綱」第 8 条に規定する者とする。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、東京都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託することができるものとする。

(交付対象医療機関)

第 4 条 本要綱に基づき入院受入支援金の交付を受けることができる医療機関は、地域拠点型認知症疾患医療センター（以下「拠点型センター」という。）及び拠点型センターとの間で T O K Y O オレンジ医療システムに係る包括連携協定書を締結している医療機関とする。

2 前項の協定は、当該医療機関が所在する二次保健医療圏（以下「医療圏」という。）以外の拠点型センターとの間で締結することを妨げない。

3 前項の場合において、当該医療機関に対する入院受入支援金の交付は、当該医療機関が参画する医療圏の T O K Y O オレンジ医療システムに係る協定を締結した医療機関からの入院に関する相談に基づき、対象患者を受け入れた場合に限る。

(交付額の算定方法)

第 5 条 入院受入支援金の額は、対象患者 1 名につき、1 日当たり 1 6 , 6 6 5 円を基準とし、入院日から退院日までの日数に乗じて得た額とする。ただし、算定の対象となる日数は入院日から起算して最長 3 0 日とする。

(暴力団の排除)

第 6 条 次の各号に掲げる者は、入院受入支援金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に

暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（入院受入支援金の交付申請及び実績報告）

第7条 入院受入支援金の交付を申請しようとする医療機関は、東京都知事（以下「知事」という。）が別に定める期限までに、交付手続に係る関係書類（T O K Y O オレンジ医療システムに係る入院受入支援金交付申請書兼実績報告書（様式1）、T O K Y O オレンジ医療システムに係る患者情報入力フォーム（様式2－1又は様式2－2）、「退院証明書」の写しなど対象患者の入院内容が分かるもの）に必要な事項を記載し、押印の上、その他の添付書類とともに、知事に提出しなければならない。

2 前項に定めるT O K Y O オレンジ医療システムに係る患者情報入力フォームは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式を提出するものとする。

（1）交付申請をしようとする医療機関が所在する医療圏の拠点型センターと協定を締結し、対象患者を受け入れた場合 様式2－1

（2）交付申請をしようとする医療機関が所在する医療圏以外の拠点型センターと協定を締結し、対象患者を受け入れた場合 様式2－2

3 知事は、前項による確認が困難な場合その他必要があると認める場合に限り、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

4 提出期限は別に定めるものとする。

（交付決定及び額の確定）

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、第10条に掲げる事項を条件に入院受入支援金の交付決定及び入院受入支援金の額の確定を同時に行い、その内容を申請者に通知するものとする。

（交付申請の撤回）

第9条 申請者は、入院受入支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

（入院受入支援金の交付方法）

第10条 入院受入支援金は、第8条で決定した額を確定払で交付する。

（交付決定の取消し）

第11条 知事は、入院受入支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により入院受入支援金の交付を受けたとき。

（2）入院受入支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3）法令又は実施要綱並びに本要綱に基づく指示に違反したとき。

（入院受入支援金の返還）

第12条 知事は、前条の規定により入院受入支援金の交付決定を取り消した場合において既に入院受入支援金が交付されているときは、期限を定めて、申請者にその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第13条 知事は、第11条の規定により入院受入支援金の交付決定を取り消した場合において、前条の規定により入院受入支援金の返還を命じたときは、申請者にその命令に係る入院受入支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該入院受入支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 知事は、入院受入支援金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から新たに都が指定した納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

第14条 知事は、申請者に対し入院受入支援金の返還を命じ、申請者が当該入院受入支援金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この受入支援金の交付に必要な事項は別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。